



県章

# 山形県公報

令和4年1月25日(火)  
第275号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……35
- 県道の供用の開始……………(同) ……36
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 都市計画の変更の案の縦覧……………(都市計画課) ……37
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会1月定例会の招集……………38

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……44
- 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する  
公告……………(会計局) ……49
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(教育庁) ……50
- 一般競争入札の公告……………(こころの医療センター) ……51

## 告 示

### 山形県告示第41号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和4年1月25日から同年2月8日まで縦覧に供する。

令和4年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市神明町2222番5から 同 あら町2232番9まで	旧	16.0 <small>メートル</small> } 16.0	70 <small>メートル</small>
同 上	新	30.0 <small>メートル</small> } 16.0	同 上

**山形県告示第42号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和4年1月25日から同年2月8日まで縦覧に供する。

令和4年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 長井市神明町2222番5から  
同 あら町2232番9まで
- 3 供用開始の期日 令和4年1月25日

**山形県告示第43号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年1月25日から同年2月8日まで縦覧に供する。

令和4年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市生石字登路田11番1から 同 矢口54番1まで	旧	80.7 <small>メートル</small> } 45.4	18 <small>メートル</small>
同 上	新	65.4 <small>メートル</small> } 45.4	同 上

**山形県告示第44号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年1月25日から同年2月8日まで縦覧に供する。

令和4年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 酒田鶴岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市錦町四丁目3番16から 同 坂野辺新田字古川157番1まで	旧	23.0メートル } 16.1	48メートル
酒田市錦町四丁目3番16から 同 坂野辺新田字古川157番3まで	新	18.9メートル } 16.1	同 上

**山形県告示第45号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 酒田都市計画道路
- (2) 名 称 1・3・2号酒田遊佐線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年1月25日から同年2月8日まで
- (2) 場 所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに遊佐町地域生活課

4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

**山形県告示第46号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和4年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第209号
- 2 指定の場所 東根市本町583番1の一部、583番2の一部、583番1先、583番2先
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 73.35メートル
- 4 指定年月日 令和4年1月18日

**山形県告示第47号**

次の開発行為は、完了した。

令和4年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和3年10月5日 指令村総建第227号

2 開発区域に含まれる地域の名称

第1工区（1-4区画）

寒河江市中央工業団地1057番1、1058番1、1059番1、1060番2、1066番の一部、1083番11の一部、1083番12の一部、1084番28、1084番29の一部、1084番38、1152番2の一部、1153番2の一部、1154番2の一部、1155番2の一部、1195番5の一部、1197番8の一部、1197番22の一部、3291番3の一部、3331番1の一部、3331番9の一部、3332番28の一部、3332番30の一部、3331番1先

第3工区（3-2-2区画）

寒河江市中央工業団地1156番1の一部、1161番3、1175番1の一部、1176番、1196番3、1197番12の一部、

1197番13、1197番15の一部、3297番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

寒河江市中央一丁目9番45号 寒河江市土地開発公社

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第2号

山形県教育委員会1月定例会を次のとおり招集した。

令和4年1月25日

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

1 招集の日時 令和4年1月27日（木） 午後2時

2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号

山形県庁舎教育委員室

3 議 題

(1) 山形県立特別支援学校の小学部・中学部における令和4年度使用教科用図書の追加採択に係る臨時専決処理の承認について

(2) 山形県立特別支援学校の高等部における令和4年度使用教科用図書の追加採択に係る臨時専決処理の承認について

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者 円	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 円	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 円	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 円		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 円	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 円	
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同	同	同	74.0	1	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800		
同 2号	同	同	74.0	2	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800		
同 3号	同	2DK	60.3	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300		单身可
同	同	3DK	74.0	2	同	23,900	27,600	31,600	35,700	40,800	47,000		同
同	同	同	74.0	3	同	23,900	27,600	31,600	35,700	40,800	47,000		
同 4号	同	2DK	60.3	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300		单身可
同	同	3DK	74.0	1	同	23,900	27,600	31,600	35,700	40,800	47,000		同
同 春日アパー ート3号	同 春日五丁 目2-43	同	75.6	1	同	25,800	29,800	34,100	38,500	44,000	50,800		同
同	同	同	75.6	2	同	25,800	29,800	34,100	38,500	44,000	50,800		
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		
同	同	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		单身可
同 成島アパー ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	1	同	16,000	18,400	21,100	23,800	27,200	31,400		
同	同	同	58.0	1	同	16,000	18,400	21,100	23,800	27,200	31,400		单身可

同 米沢中央ア パート1号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	22,800	26,400	30,200	34,000	38,900	44,900	单身可
同 2号	同	同	68.7	3	同	22,000	25,400	29,100	32,800	37,500	43,200	同
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	
同	同	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	
同 2号	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	
同 3号	同	同	69.9	1	同	23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300	
同	同	同	69.9	1	同	23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300	单身可
同 4号	同	2DK	62.1	1	同	20,700	23,900	27,300	30,800	35,200	40,600	同
同	同	3DK	75.4	2	同	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300	同
同	同	同	75.4	1	同	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300	
同 5号	同	同	75.4	1	同	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600	
同	同	同	75.4	2	同	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600	单身可
同 相生アパー ト1号	同 相生町7 -65	同	69.2	2	同	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	
同	同	同	69.2	1	同	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	单身可
同 2号	同	同	72.9	1	同	24,000	27,800	31,700	35,800	40,900	47,200	
同	同	同	72.9	1	同	24,000	27,800	31,700	35,800	40,900	47,200	单身可

同 3号	同	同	72.9	1	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	单身可
同	同	同	72.9	3	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	同
同 桜木アパ ト1号	南陽市三間通 1229-2	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	单身可
同 糠野目アパ ト	東置賜郡高島町 大字福沢525- 5	同	51.2	3	同	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	同
同	同	同	51.2	1	同	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	单身可
同 大町アパ ト	同 高島695- 12	同	58.0	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	同
同	同	同	58.0	4	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	
同 糠野目第2 アパート	同 福沢南21-2	同	62.6	3	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	
同	同	同	64.2	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	
同 館之北アパ ト	同 川西町 大字中小松3017 -1	同	70.7	1	同	20,300	23,400	26,800	30,200	34,600	39,900	
同	同	2DK	53.3	1	同	15,300	17,700	20,200	22,800	26,000	30,100	单身可
同	同	3DK	70.7	1	同	20,300	23,400	26,800	30,200	34,600	39,900	同
同	同	同	67.4	1	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	
同 小出アパ ト1号	長井市台町3- 1	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	单身可
同 2号	同 3- 2	同	58.0	1	同	14,300	16,500	18,900	21,300	24,400	28,100	同
同	同	同	58.0	2	同	14,300	16,500	18,900	21,300	24,400	28,100	

同 ト	成田アパー 同 -3	成田3102	4DK	71.5	2	同	18,000	20,800	23,800	26,800	30,700	35,400	
同 ト	白鷹アパー 同 -1	西置賜郡白鷹町 大字荒砥乙1482	3DK	55.7	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	单身可
同	同	同	同	55.7	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	
同 ト	あらとアパー 同 -1	725	同	74.4	1	同	23,800	27,500	31,500	35,500	40,600	46,800	单身可
同	同	同	同	74.4	1	同	23,800	27,500	31,500	35,500	40,600	46,800	
同 ト	飯豊アパー 同 3	飯豊町 大字萩生3893	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和4年2月1日から同月7日までの午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）  
ただし、郵送の場合は、令和4年2月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和4年3月下旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規	格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
			住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者		収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者	収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者
県営東部アパ ート1号	鶴岡市朝陽町6 -25	3DK	55.7	1	一般用	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 2号	同 -5	同	55.7	3	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		同
同 3号	同 -6	同	58.0	2	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300		
同	同	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300		单身可
同 茅原アパ ート2号	同 北茅原町 9	同	58.4	1	同	15,700	18,100	20,700	23,300	26,700	30,800		同
同	同	同	63.9	1	同	17,200	19,800	22,700	25,600	29,200	33,700		同
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	62.6	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		同
同	同	同	64.2	2	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000		
同 2号	同 -30	同	62.6	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		
同	同	同	62.6	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		单身可
同 未広アパ ート1号	同 未広町23 -63	2LDK	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		
同	同	3DK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		
同	同	同	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		单身可
同 2号	同 -62	2LDK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		同



同 3号	同	同	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	单身可
同	同	同	同	64.2	2	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 鳥海アパー ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	同	69.2	2	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	单身可
同 3号	同	2DK	同	54.5	1	同	18,200	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900	同
同 北新町アパ ー ト	同 北新町一 丁目1-58	同	同	55.0	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	
同	同	同	同	55.0	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	单身可
同 余目アパー ト	同 東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	3DK	同	62.6	1	同	15,900	18,400	21,000	23,700	27,100	31,300	同
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	同	58.0	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500	同
同 遊佐アパー ト	同 鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	同	59.3	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	
同	同	同	同	59.3	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	单身可

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。
- (3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

#### 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和4年2月2日から同月8日までの午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）  
ただし、郵送の場合は、令和4年2月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

#### 5 入居の時期 令和4年3月下旬

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される令和4年度における山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、有効期間が令和5年3月31日までの競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

令和4年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 調達する物品等及び特定役務の種類

##### (1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、その他

##### (2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、個人用品及び家庭用品の修理のサービス、飲料提供サービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、運転手付きでない農業用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、運転手付きでない建設用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、オペレーター付きでない事務用機械及び設備（コンピュータを含む。）のリース又は賃貸サービス、家具その他家庭用の器具の賃貸サービス、娯楽用品の賃貸サービス、その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス、一般経営に関する相談サービス、財務管理に関する相談サービス（事業税に関するものを除く。）、マーケティング管理に関する相談サービス、人材管理に関する相談サービス、生産管理に関する相談サービス、その他の経営相談サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、林業及び木材伐出業に付随するサービス（森林経営を含む。）、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス、成人教育サービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス、映画及びビデオテープの配給等のサービス

#### 2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

#### 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

#### 4 申請の方法

##### (1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

##### (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

イ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては身分証明書

ロ 印鑑証明書

ハ 納税証明書（山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの）

ニ 使用印鑑届（使用印鑑を設定する場合に限る。）

ホ 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。）

ヘ 県内事業所一覧表（県内に事業所を有する場合に限る。）

ト 印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）

チ 契約履行実績一覧表

リ 営業許可・認可証等の写し

ヌ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）

ル 暴力団排除に関する誓約書

ヲ 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し

##### (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

#### 5 資格審査及び結果の通知

(1) 資格審査は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。

(2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

#### 6 資格の有効期間及び更新手続

##### (1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から令和5年3月31日までとする。

##### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第1項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年1月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 小型実習船及び船体装備品 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県教育庁教育政策課学校施設担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3284
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年7月15日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ササノ 鶴岡市堅苔沢字深浦191番地28
- 5 随意契約に係る契約金額 48,026,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立こころの医療センター清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年1月25日

山形県立こころの医療センター院長 神 田 秀 人

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 鶴岡市北茅原町13番1号 山形県立こころの医療センター大会議室
- (2) 日時 令和4年3月7日（月）午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立こころの医療センター清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- (6) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業の登録を受けていること。
- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15各号に定める基準に適合していること。
- (8) 2の(1)の役務の履行において、過去5年以内に病床数200床以上の病院で当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって、かかる役務の契約期間が令和4年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるとみなす。
- (9) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、一般財団法人医療関連サービス振興会が実施する医療関連サービスマーク制度（院内清掃業務）の認定を取得していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
鶴岡市北茅原町13番1号 山形県立こころの医療センター総務経営課施設用度係

電話番号0235(64)8100

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等

山形県立こころの医療センター総務経営課施設用度係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載した提出書類を令和4年2月16日（水）午前11時までに山形県立こころの医療センター総務経営課施設用度係に提出すること。

(2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、山形県立こころの医療センターの都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of building of Yamagata Prefectural Mental Medical Center: 1 set

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. March 7, 2022

(3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Mental Medical Center, 13-1 Kitachiwaramachi, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-8510 Japan TEL 0235(64)8100